

大暑の候、宮崎県防衛協会青年部会、宮崎支部会員の皆様には益々ご清福の段、大慶至極に存知上げます。また皆様には日頃より当支部運営に際し、格段のご高配を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。一日に県防衛協会青年部会理事会が都城にて開催され、支部より二名参加致しました。県総会の準備理事会で、開催日は未定ですが、近日中に実施します。改めて皆様にご案内を申し上げます。また同日二十五日は、恒例の新田原基地納涼祭に支部からは二名参加して、救難隊長や援護室長等の皆様と、大いに懇親を深めたところ。とこの度、安倍首相が傍目には強引とも思えるほど強烈に推進した、集団的自衛権行使に関する憲法解釈変更の閣議決定までのプロセスを、的確に捉えている時事通信社の記事を見つけましたので、何卒ご一読下さい。

<<<【1】政局：用意周到に進めた安保政策の大転換

時事通信解説委員 田崎史郎

集団的自衛権行使に関する憲法解釈変更の経緯をウオッチしていて、安部首相がなぜ着々と政策を実行できるのかがある程度、分かった。それは、(1)用意周到な準備(2)正確な読み(3)先々を見据えて何をいつやるかの判断力の三点だ。前回のこの欄で行使容認に慎重だった公明党の動向について、安倍が実に正確に読んでいたことは説明した。今回は用意周到さと先見性について触れてみたい。

<各国に事前説明、内閣法制局も方針転換>

まず、外国首脳との会談で安倍外交の柱である「積極的平和主義」を訴え、集団的自衛権の見直しへの理解を求め続けた。その結果、四月下旬に米オバマ大統領は「歓迎し支持する」と表明。安倍はまた、五月六日にブリュッセルの北大西洋条約機構(NATO)本部で演説し、「もはや一国のみでは自国の平和と安全を守ることはできない。日本はいかなる貢献が可能か、どのような法整備をなすべきか、政府の方針をまとめたい」と表明した。もちろん、昨年一月のインドネシアなど東南アジア歴訪をはじめとするアジア各国訪問でも説明した。

こうした事前の説明によって、憲法解釈変更を閣議決定しても、中国を除いて反発する国はなかった。戦前回帰という見方を助長するかのような一部の新聞の報道を見れば、批判されても不思議ではなかったが、そうはならなかった。中国が反発するのは、中国を「仮想敵国」にしているのだから当たり前。韓国ですら批判せず、外務省報道官が声明で「平和憲法の基本精神を堅持し、日米同盟の枠内で、地域の平和を害さない方向で、透明性を持って進めなければならぬ」と指摘するにとどめた。米国が支持しているのだから、当然なく、集団的自衛権行使が朝鮮半島有事も視野に入れているのだから、当然と言えぬ。

先に亡くなった元駐仏大使・小松一郎を昨年八月八日、内閣法制局長官に据えた人事も周到な布石だった。当時、集団的自衛権見直しに向けた露骨な人事と批判されたが、小松は内閣法制次長・横島裕介らを説得。横島は二月十二日の衆院予算委員会で「従前の解釈を変更することが至当との結論が得られた場合には、これを変更することの認識を示した。報道ではほとんど取り上げられなかったが、横島はこの段階で、憲法解釈の変更を容認していた。

横島は五月に小松が病気を理由に退任したのに伴い、内閣法制局長官に昇

格した。横島を推薦したのは小松だった。横島の「先祖返り」を懸念する声もあったが、横島は官房長官・菅義偉に「私の考えは変わりませんから」と電話を入れた。

<来年だと、選挙近づきできなかった>

先見性について触れよう。憲法解釈の変更を急いだ理由は、今年十二月までに行うことになっていく日米防衛協力の指針（ガイドライン）再改定に間に合わせるため、と説明されているが、真相は異なる。この合意は昨年十月、日米外務・防衛担当閣僚による安全保障協議委員会（2プラス2）でなされたが、再改定が一、二カ月遅れても特段、問題になることはなかった。

むしろ、「来年になってしまったら、当分できなくなる」（政府高官）という判断だった。来年は四月に統一地方選、九月に自民党総裁選が予定され、再来年十二月の衆院議員任期満了も視野に入ってくる。選挙を意識すると与党内も浮き足立ち、「選挙の前にそんなことやると、選挙後にしろ」という声が高まるのは目に見えている。だから、今年しかチャンスがなかったのである。

安倍政権発足後、安全保障政策では昨年十二月に国家安全保障会議（日本版NSC）を設置し、国家安全保障戦略を策定した。今年四月、武器輸出三原則に代わる「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、「原則として認めないが例外を認める」から「原則輸出可能」問題がある場合は禁止」に変えた。

政権発足から約一年半で、当初考えていた安全保障政策の変更をやり遂げた。しかも、内閣支持率を下げることもなかった。なぜ、こういうことができたかにもっと注目した方が良い。（敬称略）

<<<【2】集団的自衛権：強気の首相、公明押し切る  
「平和の党」連立を優先

集団的自衛権の行使容認をめぐる政府・与党内の攻防は、安倍晋三首相が公明党を押し切る形で決着した。「平和の党」看板に掲げる公明党は当初、行使容認に抵抗したが、「連立離脱」を封印したことで強気の首相をとどめるすべがない。自民党が一九七二年の政府見解に基づく自衛権発動の三要件を示したことが呼び水となり、公明党は妥協に傾いていった。

<七二年見解で接点>

「公明党の北側一雄副代表は、七二年見解をのめば党内をまとめると言っています」。六月十日、首相官邸執務室。与党協議の座長を務める自民党の高村正彦副総裁は首相と向き合うと、七二年見解を根拠に、公明党との合意を図る考えを伝え、了承を得た。

公明党の山口那津男代表らは当初、「解釈変更は憲法精神にもとる」と主張、憲法改正によらずに集団的自衛権行使を可能にしようとする首相をけん制した。これに対し、首相は五月十五日の記者会見で、行使できるケースを限定する「限定容認論」まで譲歩する姿勢を示した。公明党幹部からは「首相が降りたのに、うちは一ミリも譲らなくていいのか」との声が漏れた。

これと前後して、公明党執行部では、政府の従来見解との「論理的整合性」（山口氏）が不可欠との立場から「七二年見解なら政府・自民党と接点を探れる」との考えが浮上。北側氏は高村氏と水面下でも接触を重ね、こうした公明党内の空気を伝えた。

こうして高村氏は六月十三日の第六回与党協議で、座長私案として新三要件を提示。文言修正を経て、七月一日の合意に進んだ。公明党幹部は「座長私案は公明案みたいなもの。あのときが潮目だった」と振り返る。

一日、閣議決定を受けた記者会見で、首相は満足げに語った。「連立与党が濃密な協議を重ねた結果だ」

<米反応も誤算>

公明党で最終局面まで慎重姿勢を崩さなかった山口氏にとっては、米政府の反応も誤算だった。自他共に認める安全保障政策通の山口氏はかねて「米大行使は首相との首脳会談で、行使容認に向けた首相の取り組みに支持を表明したためだ」。

与党協議が大詰めを迎えた六月、山口氏はハドリー元国家安全保障担当大統領補佐官ら、米国の知日派知識人と相次いで会談したが、いずれも行使容認を歓迎する意向を示したという。山口氏の主張は説得力を失い、公明党幹部は「裏で外務省が糸を引いていたのでは」とほぞをかんだ。

公明党は限定容認を受け入れたものの、自民党との間には火種が残った。十一回を数えた与党協議では、集団的自衛権に基づく武力行使であるシーレーン（海上交通路）の機雷掃海が認められるかどうかまでは、詰め切れなかったためだ。

国連安保理決議に基づく集団安全保障措置への対応も積み残しとなった。政府が作成した想定問答集では「新三要件を満たすならば、憲法上『武力の行使』は許容される」と明記。一日の自民党会合で、高村氏は「公明党には、引き続き集団安全保障はやらざるを得ないと言っている」と譲らない考えを明言した。

以上のよう自民、公明両党の間で丁々発止のやりとりがあり、漸く閣議決定が成されたようです。この会話を讀むと、まるで自分が渦中の人物かのような臨場感があります。この重要国策を決定すると云う事は大変な困難が伴い、胃が痛む毎日だろうと推察ぐらいはできません。尖閣、竹島、北方領土など、我が国固有の領土や領海を虎視眈々と窺い、或いは実行支配している隣接諸国民の公正や信義を信頼出来るはずもなく、国土は自らの血と汗で守らねば、チベットやウイグル、そしてクリミア等の厳しい現実が示す通りとなる事は明らかです。我が国防衛協会青年部会とすれば、来るべき「憲法改正」のその日まで安部政権をしっかりと支え続けて行かねばなりません。その後神宮会馆に場所を移して八月十五日は宮崎県護国神社で十時から、その後神宮会馆の集いを開催致しますので、支部会員には是非ともご参加賜りますよう、切にご案内申し上げます。猛暑の砌、呉々もご自愛專一にお過ごし下さい。

平成二十六年八月一日

宮崎県防衛協会 青年部会 宮崎支部長 小倉 和彦